

# 第94回長野市都市計画審議会議事録

日時：令和7年11月21日（金）  
午後2時

場所：第一庁舎7階  
第一・第二委員会室

長野市都市整備部都市計画課

## 第 94 回 長野市都市計画審議会 次第

日 時 令和 7 年 11 月 21 日 (金) 午後 2 時～

場 所 長野市役所第一・第二委員会室 (第一庁舎 7 階)

### 1 開 会

### 2 長野市あいさつ

### 3 新任委員紹介・委嘱書交付

### 4 報告事項

- (1) 都市計画道路 (3・3・5号城北線) の変更について (県決定)
- (2) 都市計画道路 (3・6・21号城山小学校通り) の変更について (市決定)
- (3) 建築基準法の規定に基づく廃棄物処理施設の位置について

### 5 議事

#### (1) 調査事項

- ア 都市計画道路 (3・5・49号塩崎中央線ほか) の変更について (市決定)  
【資料 1】

- イ 篠ノ井塩崎地区用途地域の変更について (市決定) 【〃】

- ウ 都市計画道路 (3・3・56号真田線ほか) の変更について (市決定)  
【資料 2】

- エ 松代地区用途地域の変更について (市決定) 【〃】

- オ 特別用途地区の変更について (市決定) 【〃】

#### (2) その他

- 都市計画マスタープラン改定専門部会の報告について  
【資料 3】

### 6 その他の事項

### 7 閉会

◎長野市都市計画審議会委員

- 1番 柳沢吉保 (長野工業高等専門学校 名誉教授)  
2番 築山秀夫 (長野県立大学 教授) =欠席  
3番 梅干野成央 (信州大学工学部 准教授) =欠席  
4番 寮亜樹 (長野県司法書士会長野支部 司法書士)  
5番 伊東亮一 (公益社団法人長野県建築士会ながの支部 幹事)  
6番 阿出川希 (長野市議会議員)  
7番 本木晋 (長野市議会議員)  
8番 原ようこ (長野市議会議員)  
9番 浅川徹 (長野市議会議員) =欠席  
10番 箱山正一 (長野市議会議員)  
11番 青木敏明 (長野市議会議員) =欠席  
12番 高見澤秀茂 (長野商工会議所 副会頭) =欠席  
13番 小池宏明 (長野農業協同組合 常務理事) =欠席  
14番 酒井國夫 (長野市民生委員児童委員協議会 副会長)  
15番 挟間孝 (NPO法人ヒューマンネットながの 理事長)  
16番 高橋宣行 (長野市商工会 副会長)  
17番 小田川 豊 (国土交通省関東地方整備局長野国道事務所 所長)  
代理 伊藤禎規 計画課課長  
18番 坂口一俊 (長野県長野建設事務所 所長)  
19番 掛川修司 (長野中央警察署 署長)  
代理 小林誠 交通第二課課長  
20番 近藤利章 (長野市農業委員会東部地区調査会 会長)

---

◎説明のための出席者

都市整備部長	大 日 方	直 肅
都市計画課長	飯 島 章	弘
都市計画課主幹兼課長補佐	古 澤 潤	
都市計画課係長	外 山 平	
都市計画課係長	中 澤 大	輔
都市計画課主査	高 山 大	輝
都市計画課技師	依 田 拓	巳
都市計画課技師	横 山 翔	太

◎事務局出席者

都市計画課主幹兼課長補佐	竹 内 昭	夫
都市計画課主事	宮 尾 楓	香

---

## ◎開会

○司会 定刻になりましたので、ただいまから第 94 回長野市都市計画審議会を開会いたします。本日の進行を務めます、都市計画課の竹内と申します。よろしくお願ひいたします。

初めに、本日の審議会は、公開となりますので、ご了承ください。  
傍聴されている皆様にお知らせいたします。審議会の会議中は、撮影や録音はご遠慮いただいております。ご了承ください。

会議に先立ちまして、定足数の確認を申し上げます。「長野市都市計画審議会条例」第 6 条第 2 項の規定によりまして、定足数は委員 20 名の過半数となっております。本日ご出席の委員は、現在 14 名でございますので、会議は成立となります。

なお、梅干野委員、浅川委員、青木委員、高見澤委員、小池委員から欠席のご連絡をいたしておりますので、ご報告いたします。

本日の進行につきましては、お配りしております次第に従って進めて参りますが、その前に資料の確認をお願いいたします。本日の資料でございますが、先にお送りさせていただいた資料といたしまして、次第、資料 1、資料 2、資料 3-1、資料 3-2。本日お配りした資料といたしまして、委員名簿、以上でございます。ご確認いただきまして、資料に不足がある方はお申し出をお願いいたします。

それではお手元の次第に沿って進めて参ります。はじめに、都市整備部長の大日方からご挨拶を申し上げます。

---

## ◎長野市あいさつ

○事務局 改めまして、平素より大変お世話になっております。都市整備部長の大日方でございます。審議会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。また日頃から当審議会を初め、長野市についてご理解ご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

まず初めに、今回の審議会から、市議会議員代表の委員 6 名と民間諸団体から推薦の委員 1 名の、計 7 名の方がお変わりになりましたのでご報告申し上げます。

さて、当審議会でご審議いただく都市計画は、市民の生活に直接影響する重要な課題であり、皆様のご意見やご助言が、市の未来を形成する大切な要素でございます。皆様のご協力とご支援を賜りながら、長野市のまちづくりを進めて参りたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日ご審議をお願いいたします案件は、都市計画道路の変更についてなど、5 件の調査事項でございます。また本年 1 月の当審議会で、都市計画マスターplan の改定について諮問

させていただいたところでございますが、その後、都市計画マスターPLAN改定専門部会について、進捗状況の報告がございます。本日はこれらにつきまして、委員の皆様方の幅広い見識から多くのご意見ご助言をいただきますようお願い申し上げます。

終わりに、これから寒さが厳しくなって参りますので、委員の皆様におかれましては、ご自愛いただきまして、ますます活躍されますことをご祈念申し上げまして、簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

---

#### ◎委嘱書交付

○司会 新たに委員になられた方を、都市計画課長の飯島からご紹介申し上げます。紹介を受けられた新任の方は、恐れ入りますがその場でご起立をお願いいたします。

○事務局 都市計画課長の飯島でございます。私から新たに委員になられた方をご紹介いたします。この度、市議会議員の委員会等の改選、民間諸団体の役員改選の関係で新たに7名の委員の皆様が交代となりましたので、ご紹介申し上げます。お手元に委嘱書をご用意いたしましたので、よろしくお願ひいたします。市議会議員、阿出川希様。同じく市議会議員、本木晋様。同じく市議会議員、原ようこ様。同じく市議会議員、箱山正一様。同じく市議会議員、浅川徹様、本日は欠席でございます。同じく市議会議員、青木敏明様、本日は欠席でございます。長野商工会議所、高見澤秀茂様、本日は欠席でございます。

皆様の任期につきましては、長野市都市計画審議会条例第3条の規定により、令和8年3月末までとなります。よろしくお願ひいたします。

---

#### ◎報告事項

○司会 続きまして、次第4の報告事項について事務局から報告します。

○事務局 令和7年5月19日の「第93回長野市都市計画審議会」において審議された議案は、次のとおり処理されましたのでご報告いたします。

(1) 県決定 長野都市計画 都市計画道路（3・3・5号城北線）の変更について 令和7年6月19日 長野県告示 第296号 (2) 市決定 長野都市計画 都市計画道路（3・6・21号城山小学校通り）の変更について 令和7年6月19日 長野市告示 第347号

(3) 建築基準法の規定に基づく廃棄物処理施設の位置について 令和7年6月12日 長野市指令7建指第13-A1号 建築基準法第51条ただし書き許可、以上です。

○司会 それでは議事に移りますが、その前にマイクの操作についてご説明をいたします。発言される際に、お近くの卓上機器の楕円形の部分を押していただき、緑色のランプが点灯したことをご確認いただいてからご発言をお願いいたします。またご発言が終

わりましたら、再び楕円形の部分を押していただき、緑色のランプが消灯したことをご確認お願いいたします。

○司会 それでは議事に移ります。審議会条例第6条第1項の規定によりまして、柳沢会長に議長をお願いいたします。

---

#### ◎議事

○議長 皆様こんにちは。お忙しい中ご出席いただきまして、どうもありがとうございます。次第のとおり、本日の議事は調査事項5件と、その他として都市計画マスタープラン改定専門部会の報告がございます。皆様からご意見をいただきながら、実りのある会議にしたいと思いますので、議事の進行が円滑に運びますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、本日の議事録の署名は、伊東委員と酒井委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、議事に入ります。調査事項ア 都市計画道路（3・5・49号塩崎中央線ほか）の変更について、調査事項イ 篠ノ井塩崎地区用途地域の変更については、関連がございますので一括して説明していただきます。事務局から内容の説明をお願いいたします。

（調査事項ア）都市計画道路（3・5・49号塩崎中央線ほか）の変更について

（審議事項イ）篠ノ井塩崎地区用途地域の変更について

○事務局（都市計画課） 調査事項のア 都市計画道路3・5・49号塩崎中央線ほかの変更、及び調査事項のイ 篠ノ井塩崎地区用途地域の変更については、議長から案内がありましたとおり、この2つの案件は関連がございますので、一括して説明させていただきます。それでは資料の2ページをご覧ください。

都市計画道路見直しの取り組みについては、ご覧の経過のとおり令和2年から行って参りました。そして、令和6年8月に開催した第90回審議会にて、都市計画道路見直し案をご報告し、令和6年10月1日に見直し案の公表を行いました。見直し案においては、都市計画道路塩崎中央線を含む6路線が廃止候補路線に位置付けられており、廃止候補路線については、地元地域との合意形成や、関係機関との調整が整った路線から、順次都市計画法に基づき、廃止の計画決定を行うこととしております。廃止候補路線の1つである都市計画道路城山小学校通りについては、先ほどの報告事項のとおり、令和7年6月19日付で、すでに廃止済みとなっております。今回は、都市計画道路塩崎中央線の廃止への計画変更と、同路線の廃止に伴い、一部区間の都市計画道路及び用途地域の変更を行うため、調査事項としてご審議いただくものです。

3ページをご覧ください。都市計画道路見直し案における、塩崎中央線の位置関係につい

てお示ししております。資料の左下に赤色で囲ってあります箇所が、塩崎中央線となります。

4ページをご覧ください。こちらも過去の審議会においてご説明している内容ですが、都市計画道路3・5・49号塩崎中央線の廃止理由について、改めてご説明いたします。ご覧の位置図で赤く示している線が塩崎中央線になります。また、計画路線の右側に並行する形で、位置図に薄い黒色で示している線がありますが、こちらは都市計画道路塩崎東部線です。塩崎東部線が平成25年に整備され、塩崎中央線の代替路としての機能を十分に果たしており、塩崎東部線が開通したことで、塩崎中央線の現道を通行する交通量もそれほど多くなく、都市計画道路として整備することの有効性は低いことから、本路線を廃止候補に位置付けました。

5ページをご覧ください。都市計画道路の廃止及び変更の内容についてご説明いたします。まず、ご覧の位置図に赤色で着色された3・5・49号塩崎中央線について、先ほどの廃止理由のとおり、全線約2,490メートルの計画の廃止を予定しております。続いて、青色で着色された変更区間のご説明になりますが、3・5・49号塩崎中央線と交差するように、別の都市計画道路が2路線ございます。具体的には、塩崎中央線の西側から稻荷山駅までを結ぶ3・5・50号稻荷山（停）線と塩崎中央線の東側から塩崎東部線までを結ぶ3・5・78号上町中央線となります。この2路線は先ほどの見直し案において、継続検討候補という位置付けであり、計画としては存続しながら、引き続き見直しなどの検討を進めていく路線となります。塩崎中央線を全線廃止してしまうと、この2路線が都市計画道路としての連続性がなくなり分断されてしまうため、連続性が確保されるように、ご覧の位置図で青く着色した部分、約70メートルの区間については計画を残すように考えております。しかし、この70メートルの区間を塩崎中央線という名前のまま残すのではなく、東側の上町中央線に取り込むように名称の変更を予定しております。なお、変更内容は塩崎中央線から上町中央線への名称変更のみであり、幅員や道路線形の変更はありません。以上が、都市計画道路の廃止または変更についてのご説明となります。

続いて6ページをご覧ください。都市計画道路の廃止に伴う用途地域の変更についてご説明いたします。塩崎地区においてはご覧のとおり、第1種低層住居専用地域と第1種住居地域の2種類の用途地域の指定がされており、都市計画道路塩崎中央線の計画線に沿った形で、第1種住居地域が指定されています。今回、都市計画道路を廃止することで、用途地域の境の基準がなくなってしまうため、併せて変更する必要があります。ご覧の資料は用途地域の変更前後の図になり、左の図は変更前、現在の用途地域を表しており、右の図は変更後の用途地域となります。こちらの図では、廃止路線は赤い線で示しております。そして、青線で囲んだ区域が用途地域の変更を予定している箇所です。今回の用途境界は、もともとの都市計画道路の計画線から、今ある現況の道路を基準に変更を予定しています。その結果、青線で囲んだ区域が、第1種住居地域から第1種低層住居専用地域に変更となります。

8ページをご覧ください。最後に、都市計画道路及び用途地域の変更に係る都市計画変更のスケジュールについてご説明いたします。都市計画道路見直し案の公表後、地元説明会に

先立ち、令和7年6月20日に塩崎地区の区長会にて説明を行いました。その後、地元説明会を令和7年7月30日、31日に開催し、地元からは、30日に36名、31日に11名の参加がありました。また、8月29日に長野県知事宛に事前協議を行い、10月3日付けで異存なしと回答をいただきました。また、素案の閲覧を都市計画道路、用途地域の変更とともに、10月10日から11月7日まで行い、公述の申し出がありませんでしたので、11月8日に開催予定であった公聴会は中止としました。本日の審議会以降の予定としては、12月上旬に長野県知事と本協議をし、12月上旬から12月下旬にかけて案の縦覧を行います。令和8年2月実施予定の長野市都市計画審議会にてご審議いただき、議決をいただきましたら、それぞれ2月下旬ごろの決定告示を予定しております。私からの説明は以上になります。

○議長 ありがとうございました。こちらの都市計画道路の見直しについては、2ページに今までの経緯が示されております。すでに説明を聞いておられる委員さんもありますが、今回新たに委員となられた委員さんもおられますので、簡単に経緯を紹介いたします。令和2、3年につきましては検討部会を全6回、都市計画や交通計画、それから道路整備関係、建築関係の専門家、警察に集まつていただいて、見直しを行いましたが、有効性や代替性、実現性を考慮した上で、交通需給のバランスを検討した上で、存続、廃止、継続検討、変更かということで、決定をいただきました。令和4年の85回から88回都市計画審議会までの間に住民自治協議会へ意見聴取をしていただき、89回と90回で存続見直しにあたっての優先順位をつけたということでございます。先ほど事務局からご説明のあったとおり、令和6年10月1日見直し案の公表をいただいたということです。このときに今度は該当する路線の各地区に入って、合意形成が図れたところで、この会議に載せているということでございます。詳細な説明は、先ほど事務局の方から説明していただいたとおりでございます。4ページで、現状の交通量からも、塩崎中央線の整備による有効性が低いということで、廃止候補路線に位置付けたということでございます。それから、都市計画道路を廃止するにあたって、規制がかかっていた現道25メートルを基準にして、建築制限の解除となつたということで、今示された変更後の第1種低層住居専用地域になっております。いずれも、都市計画道路それから用途変更について、地元で説明していただき、特に反対意見がなかったということで、事務局から説明していただいた経緯を簡単に再度説明すると、そういうことでございます。今回調査事項ということで皆様方から、この件について、何かご意見ご質問等ありましたらお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。今回は調査事項ですから、皆様方から意見を聞いて、それについて回答を事務局の方から聞いて、次回の都市計画審議会で都市計画決定をしていただくことになります。いかがでしょうか。

○委員 6ページの用途変更の件についてお尋ねします。第1種住居地域から第1種低層住居専用地域への変更になるということで、容積率、建ぺい率や斜線関係などが、厳しい方向に変更になるかと思いますが、そのあたりもご説明の上で、住民の皆さんから特に反対なかったということでよろしいでしょうか。

○事務局 ご質問にお答えします。先ほどの用途地域が変わることによりまして、規制の方も変わりますので、事前に規制によって既存不適格になる物件の調査を行いまして、該当する住宅については、個別に訪問しご説明をさせていただいたというところになります。現状のまま住んでいただく分には構いませんが、大規模改修や建物を建て替える際は、新しい基準に則って、建て替えをお願いしますというようにご説明させていただきました。

○議長 よろしいでしょうか。今ご説明の既存不適格については、丁寧に個別対応していただいたということで、先ほど説明があったように第1種低層住居専用地域になるので、要件を満たさない場合は既存不適格になり、増改築する場合は基準に合わせるということに納得していただいた上で、このように色付けしたということでございます。

ご質問ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

○委員 1点確認させてください。この都市計画道路廃止変更の5ページの全線廃止の部分の、右上の開始の部分。平久保の。市道でいうと市道篠ノ井南 337号線のことです。最初の折れ曲がるところまでの区間、県道の信号のT字路の交差点からその1個先の信号を作ったところのまでの間ということでおよろしいですか。

○事務局 はい。信号と信号までの間になります。こちらについても、塩崎中央線という都市計画道路になっていますので、この部分だけ残すのではなく、全体として廃止するということで、今回廃止の変更を行います。

○委員 この信号を新設したときに、この現道を拡幅する形で信号の位置などを全て落としてありますが、廃止ということは、これですべて整備終了という形でおよろしいでしょうか。

○事務局 現状、信号から信号までの間も整備されてるということですが、今ご説明させてもらった南北の通りについては、都市計画道路としての整備は行わないということですが、地元の要望や道路改良の要望などがあれば、改良の予定も立てると思われます。

○委員 県警としては仮設の形で終了になってるので、正式に当分やらないという話であれば、それを見越してガードレールのようなものを仮置きして、歩道との間が変な形で空間を置いて終了という形になってるので、終了であれば、そこの端末処理をどうするのかを市で揉んでもらうような形になると思います。ということがあると思いますので、そのあたりを考えていただければと思います。私が本部に居たときに、そういう公道をやったときは拡幅するという話でその位置にしてますので、ご検討いただければと思います。

○議長 要するに、工事完了していなくて、仮設しているものもある状態で、今後どうするんですか、ということですね。

○委員 もうこれで廃止、終了であれば、どうするのだろうということです。

○事務局 こちらについても南署さんと話をいたしまして、具体的にどういう処理をするかまでは詰めておりませんが、そういったことも考えて、協議したいと思います。

○議長 その他にいかがでしょうか。よろしいですかね。こちらは調査事項ですので、何かお気づきの点ありましたら事務局の方にご質問いただいて、ご回答いただくよう

ことも可能ですので、よろしくお願ひをいたします。

それでは調査事項のアとイについて、議事終了いたしますのでお願ひいたします。

(調査事項ウ) 都市計画道路（3・3・56号真田線ほか）の変更について

(調査事項エ) 松代地区用途地域の変更について

(調査事項オ) 松代地区特別用途地区の変更について

○議長 続いて、調査事項ウ 都市計画道路（3・3・56号真田線ほか）の変更について、調査事項エ 松代地区用途地域の変更について、調査事項オ 松代地区特別用途地区的変更については関連がございますので、一括して説明していただきます。事務局から内容の説明をお願いします。

○事務局 次第の調査事項のウ 都市計画道路（3・3・56号真田線ほか）の変更について、調査事項エ 松代地区用途地域の変更及び調査事項オ 特別用途地区的変更について、議長から案内がありましたとおり、これらの案件は関連がございますので、一括してご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。都市計画道路の見直しの経過につきましては、先ほどの説明と重複しますので割愛をさせていただきます。今回は都市計画道路真田線ほか4路線の変更、都市計画道路の変更に伴う用途地域の変更及び特別用途地区的変更を行うため、調査事項としてご審議いただくものです。

3ページをご覧ください。都市計画道路見直し案における、松代地区的都市計画道路の位置関係についてお示ししています。位置図右下の赤色に囲ってあります箇所は、松代地区的都市計画道路です。

4ページをご覧ください。まず、都市計画道路の廃止についてご説明いたします。こちらの位置図で赤く着色した箇所が、都市計画道路の廃止区間です。廃止にかかる路線は4路線ありますて、上から西寺尾象山線、松代（停）線、松代中央線、海津西条線です。これらの路線を廃止候補とした理由ですが、松代地区が伝統環境保存地区に指定されていること。また、旧横田家住宅や梅扇院山門など、歴史的な文化財が都市計画道路の計画線上に重なっています。そのため都市計画道路を整備するとなれば、移転や移築が必要ですが、文化財であるため困難な状況です。また、一部道路では活用可能な現道や代替路があるため、廃止しても周辺交通への影響が少ないことが予想されます。これらを総合的に判断し、4路線を廃止候補路線に位置付けました。各路線の廃止延長は松代（停）線、約910メートル。海津西条線、約470メートル。松代中央線、約550メートル。西寺尾象山線、約3,180メートルです。4路線の廃止に伴い、別の都市計画道路も一部変更します。

5ページをご覧ください。位置図の中央に、先ほどご説明した廃止候補路線を縦断するように、都市計画道路3・3・56号真田線が計画されています。こちらの道路はすでに整備され、令和4年に開通しております。こちらの真田線には、将来の接続を見越して、この拡

大図のように道路の角に隅切りがついておりますが、都市計画道路の廃止によって隅切りが不要になるため、真田線の変更手続きも併せて行いたいと考えております。なお、隅切り部の都市計画変更は、本来県決定で行いますが、県との事前協議の上、隅切り部の決定変更に係る起因者が都市計画決定するものと決まったため、市決定で行うものです。都市計画道路の変更についてのご説明は以上となります。

6ページをご覧ください。続いて、用途地域の変更についてご説明します。こちらが松代地区全体の用途地域の変更前後図になります。左の図は変更前、現在の用途地域を表しており、右の図は、変更後の用途地域です。こちらの図では、廃止路線は赤い線で示しております。そして、青線で囲んだ区域が用途地域の変更を予定している箇所です。用途地域の境は、現況の道路、水路などの他、都市計画道路の計画線に沿うように定められていることから、都市計画道路の廃止によって、用途地域の境の基準がなくなってしまうため、変更する必要があります。なお、今回の用途地域の変更では、都市計画道路に関連するところを主として変更しますが、長野電鉄河東線の廃止や、松代地区の中心部を縦断するように計画されていた都市計画道路真田線の現整備位置への変更に伴う用途地域の変更及び、土地利用状況に合わせて都市計画道路真田線沿い等で、用途地域を変更する箇所もあります。

7ページをご覧ください。こちらの図は6ページの北側を拡大したものです。変更箇所についてご説明します。まず、Aコーポの北東の区域ですが、第1種住居地域が指定されていた区域を、隣接する第1種低層住居専用地域に変更します。次に、Aコーポの東の区域ですが、旧松代グラウンドの敷地を含める形で、第1種低層住居専用地域と、第1種住居地域から準工業地域へ変更します。次に東寺尾公園の南の区域ですが、都市計画道路真田線に沿って、第1種低層住居専用地域から第1種住居地域に変更します。次に梅扇院山門の東の区域ですが、水路境界に沿って、第1種住居地域から第1種低層住居専用地域に変更します。次に、長国寺の北の区域ですが、長国寺の敷地に沿う形で第1種低層住居専用地域から第1種住居地域に変更します。

8ページをご覧ください。こちらの図は6ページの南側を拡大したものです。変更箇所について、まず、東十人町公民館の西の区域ですが、都市計画道路真田線に沿って、第1種低層住居専用地域から第1種住居地域に変更します。次に主要地方道長野真田線についてですが、この道路に沿う形で第1種低層住居専用地域と、第1種住居地域の境を変更します。最後に、変更前の図の赤い路線、西寺尾象山線と海津西条線を廃止することで、用途地域の境の基準がなくなるため、今ある道路や水路を新たな基準として、隣接する第1種低層住居専用地域に変更します。用途地域の変更についての説明は以上となります。

9ページをご覧ください。続いて特別用途地区の変更についてご説明します。こちらの図において、青線で囲んだ区域が特別用途地区の変更を予定している箇所になります。長野市は準工業地域全域を特別用途地区の大規模集客施設制限地区に指定しているため、用途地域を準工業地域に変更する関係で、特別用途地区の区域も併せて変更となります。

10ページをご覧ください。最後に都市計画道路、用途地域及び特別用途地区の変更に係

る都市計画変更のスケジュールについてご説明いたします。都市計画道路見直し案の公表後、松代地区住民自治協議会の説明を令和7年1月10日に行いました。その後、地元説明会を令和7年3月18日、19日に開催し、地元からは18日に26名、19日に8名の方にご参加いただきました。その後、地権者を対象とした説明会を9月6日に開催し、23名の方にご参加いただきました。どちらの説明会でも反対意見はありませんでした。また、5月22日に長野県知事宛に事前協議を行い、6月17日付で異存なしと回答いただきました。また、素案の閲覧を都市計画道路、用途地域及び特別用途地区の変更とともに、9月19日から10月17日まで行い、公述の申出がありませんでしたので、10月18日に開催予定であった公聴会は中止としました。本日の審議会以降の予定としましては、12月上旬に長野県知事と本協議をし、12月上旬から12月下旬にかけて案の縦覧を行います。2月実施予定の長野市都市計画審議会にてご審議いただき、議決をいただいたらそれぞれ2月下旬ごろの決定、告示を予定しております。私からの説明は以上となります。

○議長 ご説明ありがとうございました。都市計画道路の見直しの経緯については、先ほどご説明していただいたとおりでございます。5ページの隅切りについては、従来県決定だったものですが、隅切りということで長野市の方で決定してくださいということでございます。

用途変更につきましては、建築制限の解除ということになりますて、先ほどの都市計画道路と同様に、既存不適格の建築物について考慮して説明いただきながら、このような用途変更を行ったということでございます。地元住民からの反対意見もなしということです。何かお気づきの点やご意見等ありましたら、皆様方からご質問、ご意見いただければと思いますがいかがでしょうか。

○委員 都市計画変更スケジュールのところで、地元説明会を2回されて、1回は地権者が対象とありますが、対象となる地権者さんは何名位いらっしゃったんでしょうか。

○事務局 お答えします。今回、都市計画道路の廃止に関する地権者さんは、土地が重複していることもあります、全部で240名に郵送し通知させていただいております。

○委員 説明会には23名いらっしゃったということで、他の方たちは特に出席されなかったというところで、了承を得たという判断なんでしょうか。

○事務局 郵送させていただいた通知の方にも、今回の概要や都市計画道路が廃止になるにあたって、今回廃止ですので主に建築の規制、53条の規制が外れるということで、そちらの方を記載させていただいて、お送りさせていただきましたので、それを見ていただいて、わかったという判断をされたと思っております。

○議長 その他いかがでしょうか。

○委員 1点確認させてください。都市計画道路松代中央線が廃止になる場合も、現在行っている現道の拡幅工事などは、そのまま続けられるんでしょうか。

○事務局 現在、計画が残っている箇所ということでよろしいでしょうか。

○委員 松代中央線で歩道整備事業をやっていると思います。東条小学校西とい

う信号機を作ったときに、この東条小学校までの一部の端の部分に歩道がないため、そこに向かって一部だけ新しい歩道を作り始めて、一部完成しています。今回の都市計画決定があろうがなかろうが、都市計画道路として車を多く通すような整備は行わないにしても、歩道の整備が行われるかどうかを確認したいです。この端の部分に歩道がないため、小学生がこの道路を使おうとしないというような話が、当時地元からありましたので、その点確認させていただきたいと思いました。

○事務局 都市計画道路としての整備自体は今回廃止ということで行わなくなりますが、そういった地元からの要望もそうですが、歩道がなくて危険ということであればそちらの方の要望を上げていただいて、道路管理者などが道路改良という形で、歩道の設置や整備する事業を検討し進めていけるのではと考えております。

○議長 都市計画道路としての規格の整備はしないけれども、現状で問題があるところについては都度改良していくという回答でよろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○議長 その他いかがでしょうか。よろしいですかね。こちらは調査事項ですので、資料を見て、何かお気づきの点やご心配な点がありましたら、事務局の方にお問い合わせいただければと思います。こちらも2月開催予定のところでですね、市決定の判断をしていただきますのでよろしくお願ひいたします。それではこの調査事項ウ、エ、オについて議事を終了とさせていただきます。

#### 都市計画マスタープラン改定専門部会の報告について

○議長 現在、都市マスタープランの改定を行っておりまして、マスタープランだけではなく立地適正化計画の改定も併せて行っていただいているが、この専門部会の報告について、事務局からご説明よろしくお願ひいたします。

○事務局 それではその他事項 都市計画マスタープラン改定専門部会の報告についてご説明させていただきます。前回の都市計画審議会では、改定専門部会の人選のご報告と、計画の具体的な検討に先立ち市民意識調査を実施することをご説明させていただきました。本日は、都市計画マスタープラン改定専門部会の進捗状況につきまして、7月下旬に実施したアンケート調査の結果のご報告と、市民の方と直接意見交換をする場として、12月から来年2月にかけて、地域ごとに懇談会を開催したいと思いますので、その実施方法などについてお話をさせていただきます。

それでは資料 3-1 のシート2をご覧ください。今回の審議会から新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、都市計画マスタープランと立地適正化計画の改定の目的、概要、位置付けなどの位置付けなどから、改めてご説明させていただきます。現在の都市計画マスタープランは、令和9年が改定の時期であることから、同時期に改定を迎える立地適正化計画と合わせて、現在、改定作業を進めています。

続いて、シート3をお願いいたします。都市計画マスターplanは、将来においても持続可能な都市の実現に向け、概ね20年後の都市の姿を見据え、地域特性に即した将来像を描いたまちづくりの指針となるものでございます。立地適正化計画は、都市計画マスターplanのアクションプランとして、居住や都市機能が適切に配置されたコンパクトな都市の実現に向けた計画です。

次にシート4をご覧ください。ご覧の図は、計画の位置付けをお示ししたものです。同時に策定される上位計画の長野市総合計画との整合を図り、その他関連計画との整合を図って参ります。

続いてシート5をお願いいたします。こちらは計画改定の検討協議体制をお示ししたものです。都市計画審議会の中に、計画内容について議論を行う改定専門部会を設置し、現在検討を進めております。

次にシート6をお願いいたします。計画改定のスケジュールについてご説明させていただきます。改定作業は、令和7年度から8年度にかけて行い、令和9年春に次期計画の公表をする予定です。改定に向けて、令和7年3月に改定専門部会を立ち上げ、これまでに5回の部会を開催し、7月に市民意識調査を実施いたしました。今後の予定でございますが、3行目に赤色でお示しした地域別懇談会について、改定専門部会より、素案を固める前に地域別懇談会を行うべきとの意見をいただきましたので、予定を令和7年度後半に前倒し、早い段階でご意見を伺った上で、令和8年後半には素案に対するパブリックコメントを実施するとともに、地域別のまちづくり構想などについて、再度地域別に意見収集を行うなど、市民の皆様のご意見を丁寧にお聞きして参りたいと考えております。

続いてシート7をお願いいたします。次に7月に実施した市民意識調査の実施概要についてご説明させていただきます。この調査は、改定にあたり市民の皆様から、長野市のまちづくりについて、日頃お感じになっていることやご意見などをお聞きし、計画に反映させるために実施したものです。アンケートは7月15日から28日まで2週間実施いたしました。方法につきましては、過去の改定作業では、無作為抽出した市民の皆様を対象とした市民アンケートを行っておりましたが、毎回若年層からの回答が低いという課題がございました。また都市計画マスターplanは20年先の将来を見据えた計画であるため、長野市の将来を担っていく世代の声を計画に反映させることが大切だと考えております。これらのことから、調査方法について検討し、改定専門部会においても細部にわたりご議論をいただきました。その結果、これまで実施してきた市民アンケートに加え、今回は未成年のお子様を持つ方を対象とした、子育てアンケート。それから10代から30代の方を対象とした若者アンケートを実施しました。

次に市民意識調査の結果をご報告させていただきますので、資料3-2をご覧ください。なお、時間の都合上説明は一部とさせていただきますが、詳細については後程ご覧いただきたいと存じます。

それでは、資料3-2のシート1をお願いいたします。初めにアンケート調査の結果の概

要についてご説明します。市民アンケートは、前回改定時と同様に、無作為抽出による 18 歳以上の市民 3,000 人を対象とした統計的なサンプリング調査で、長野市全体のまちづくりのあり方、居住地区の生活環境や交通環境の評価などを把握する目的で、郵送により行いました。なお、紙での回答の他、Web回答も導入し、合計 1,110 名から回答をいただきました。子育てアンケートは、本市の子育て環境の面での住みやすさや、居住選択において重視していることなどを把握するもので、640 名の方から回答をいただきました。若者アンケートは、本市における暮らしの実態や、住みやすさの現状、将来の居住やまちづくりに対する意向などを把握するもので、292 名から回答をいただきました。なお子育て世代と若者向けのアンケートは、市の公式ホームページ、広報ながの、SNSなどによる周知の他、保育園、子供ひろばなど、子育て支援施設や市内の学校に周知のご協力をいただき、Web アンケートにより行いました。

続いて、シート 2 をご覧ください。シート 2 からシート 5 は市民アンケートの結果となります。シート 2 の左の問 2 の結果は、これまでの傾向と同様に、世代ごとの回答率で、若年層の回答が少なくなっています。

続いて、シート 3 をお願ひいたします。左上の問 20 では、どのようなまちづくりに力を入れていくべきかとの問い合わせに対し、若い人が住みやすく子育てしやすいまち、高齢者が安心して暮らし続けられるまち、豊かな自然環境や優良農地を守り育てるまちづくりが、いずれも 50% 以上の回答率で、4 番目以降と優位な差が出ております。右上の問 23 は、長野市の魅力について記述式の回答で、図は単語の出現頻度が多いほど円が大きくなっています。主なご意見として、歴史や文化があること、都市と自然のバランスがよいこと、首都圏などのアクセスがよいことなどのご意見をいただきしております。これらの回答については長野市の特徴として、計画へ反映して参りたいと考えております。右下の問 24 は、都市計画マスター プランが見据える 20 年後の望む姿についてお聞きしたもので、多世代の共生に関する事、住みやすさに関する事などの観点から、ご意見をいただきました。これらの観点は、計画でも、根幹をなす都市づくりの理念、目標などへ反映していきたいと考えております。

続いて、シート 4 をご覧ください。左上の問 15 は、お住まいの地区の満足度についてお聞きしたものです。地域別に回答結果を見ると、市街地地域、市街地周辺地域と、中山間地域では、回答結果に違いが見られます。棒グラフの右側に記載している不満、やや不満の理由として、交通、道路インフラの課題、生活利便施設の不足、医療、福祉、子育ての課題などに関するご意見をいただきましたので、これらの観点を次期計画の課題の 1 つとして認識し、検討を進めて参ります。問 16 では、10 年前と比べた暮らしやすさの変化についてお聞きしており、良くなっている理由と、悪くなっている理由の両方の理由をお聞きし、現状を把握できました。ポジティブな要素と課題がそれぞれ明らかになりましたので、この点につきましても次期計画へと反映して参ります。

次にシート 6 をお願ひいたします。シート 6 からシート 9 までが、子育て世代アンケート

の結果となります。アンケートは右上にお示しした、子育て関連施設などのご協力のもと、保護者の方へのメール配信や、施設へのQRコードつきポスターの掲示、ながノビ！の窓口では名刺サイズのQRコードチラシの配布などで周知を行いました。

シート7をご覧ください。子育て世代アンケートの一例をお示ししますと、シートの左上にありますように、長野市の子育てのしやすさに関する問い合わせに関して、子育てしやすい、まあまあ子育てしやすいとの回答が6割強を占めました。一方、子育て中に訪れる施設の場所や満足度、充足度については、散歩や少し子供と遊べる公園は満足度の割合が高いものの、雨や冬季でも子供が遊べる施設や場所については低い結果となっております。

続いてシート8をお願いいたします。真ん中の図は、子育て環境としての満足度と、整備改善の重要度の結果を表したものになります。現状の満足度のスコアが低く、かつ、重要度が高い項目は、左上の重要改善領域に入り、優先度高く対応する必要がある項目と位置付けられております。重要改善領域には、①通学路の安全性の確保などが含まれています。右下の問17や問19では、土地利用、施設整備、交通などの都市計画の観点から、子育て環境の不満点や改善要望をお聞きしました。子育て世代を感じていらっしゃることについて、道路や水路など、通行の安全対策、自転車利用の環境改善など、具体的な内容で把握することができましたので、こちらも計画への位置付けを検討して参ります。

次にシート10をご覧ください。シート10からシート13までが、若者アンケートの結果となります。アンケートは、右上にお示しした学校などで周知し、部会の委員の先生にもご協力いただくなどして実施いたしました。

シート11をお願いいたします。若者アンケートのうち、一例をお示しします。シート右上の、住みやすさに対する評価は、長野市はとても住みやすい、まあまあ住みやすいが8割強を占めています。問17では、回答の具体的な理由もお聞きし、現状を把握できましたので、検討の参考としたいと思います。

シート13をお願いいたします。問24の、長野市全体のお住まいの地区やまちづくりに関心があるかとの問い合わせには、関心がある、多少関心があるとの回答が約8割となりました。最後に問27、問28は、長野市のまちの好きなところや、よいと思っているところに対する問い合わせで、具体的な回答をいただきました。右側の図にある文字は回答に示された言葉の出現頻度を文字の大きさで表しており、これらの単語をキーワードとして、計画へ記載していくことを検討して参りたいと考えております。アンケートから、若い方々の思いや魅力を感じていることなどが明らかとなり、それらを計画や実際のまちづくりに生かしていきたいと考えております。

続いて、シート14をお願いいたします。シート14とシート15では、各アンケートについて、前回改定のアンケートとの比較、居住地域別や年代別にクロス集計した結果をお示しております。その中の一例をご説明します。シート14の左側では、今回の市民アンケートと、左下、10年前の前回改定のアンケート等を比較しております。全体的な傾向は似ておりますが、変化の部分に着目すると、10年前のアンケートでは、⑦火災に対する安全性

と⑯日常の買い物の便利さが重要改善領域に入っていましたが、今回の市民アンケートでは、右上の領域、重要維持領域へと移っており、満足度が向上しました。シートの中ほどから右側、地域別に比較しますと、需要改善領域に入っている項目の数が、市街地地域では5個、市街地周辺地域では11個、中産間地域では17個と、地域により項目数が異なります。

次に、シート15をご覧ください。左側、若者アンケートについて、年代別に集計した結果をお示ししています。高校生年代では、⑩公共交通の利便性や②休日に遊びに行けるところが重要改善領域に入っているのに対して、高校生以上の年代では、⑪道路の安全性や⑭働く場所が重要改善領域に入っています。さらに社会人では、それらに加え、⑬教育環境や⑮医療施設の充実などの項目が重要改善領域に入っており、ライフステージに応じて違いがあることがわかりました。右側、子育てアンケートについて、居住の地域別に集計した結果をお示ししています。市街地地域では、項目ごとのスコアの違いが少ない一方で、市街地周辺地域では、①通学路の安全性など3項目が重要改善領域に入っています。中山間地域では、これらの3項目の重要度と満足度のスコアが市街地周辺地域と異なることがわかりました。

分量が多いため駆け足での説明になりましたが、資料3-2の説明は以上となります。アンケートから市民の皆様の思いや、日頃感じていることが明らかになってきましたので、今後計画へと反映して参りたいと考えております。

ここで、再び資料3-1をご覧ください。シート8をお願いいたします。次に、今後予定している地域別懇談会の進め方についてご説明します。なお懇談会の進め方につきましては、先日、第5回の改定専門部会でもご説明させていただいている内容になります。都市計画マスターplanは、市全体に関する都市づくりの方針である全体構想と、全体構想を踏まえて、地域ごとのまちづくりの方向性を描く地域別構想から構成されております。地域別懇談会は、地域別構想の本格的な検討に先立ち、地域の実情や特性、まちづくりに関するお考えなどをお聞きするものです。懇談会は市内の全32地区を伺い、地区の住民自治や実際のまちづくり活動を行っている組織である、住民自治協議会の皆さんと懇談を行う予定です。実施時期は、今年の12月中旬から来年の2月中旬の間で、32地区すべてで開催する準備を現在進めております。懇談会の当日は、現在検討中の都市計画マスターplanの全体構想についてご説明した上で、現行計画の地域別構想の中にある地域ごとの目標や整備方針図をお示しし、10年前から変化したこと、次の計画に位置付けたいことについて、地域の実情やまちづくりに対するお考えをお聞きします。さらに、地域で特に力を入れているまちづくり活動や計画などについても教えていただき、計画へと反映して参りたいと考えております。懇談会の内容のご報告は、次回以降の審議会でさせていただきます。

資料の説明は以上となります。次回の都市計画審議会では、現在部会にて検討している都市計画マスターplanの前半部分にあたる、全体構想についてお示しさせていただきたいと考えております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございました。都市計画マスターplan改定の流れを説明いたしました。もちろん市民の方の意識調査、意向調査というのも行ったということで、今

までの懸念を考慮しますと、子育て世代だと若者アンケートも追加して行っているということでございます。アンケート内容については、非常に多岐にわたる内容で集計をされております。アンケートの内容については先ほど説明いただいたとおりですが、市街化調整区域周辺区域、それから中山間という分け方。それから、年代別の分け方でも集計されておりまして、その中で長野市として今後必要なものは何かということを、確認をしていただいていますが、地域別、年代別にも異なる結果になっているということで、結果は当然こういう違いが出てくるかと思いますが、これからマスターplanの方、或いは立地適正化計画にいかに反映させるかということは大切で、今後部会の方で揉んでいただくということになります。専門部会は相当な回数を重ねるということがわかりますので、事務局それから部会の委員の先生方には、非常にご苦労いただくことになるかと思います。市内の32地区を基本とした、地域別構想ということで、地域に入ってこれから意見交換を行っていくことでございます。全体構想は、次回にご説明いただくということです。都市計画マスターplanの枠組み、それから実際の施策を検討する上でのアンケートの調査結果を示していただきました。皆様の方でご意見やご質問がありましたら、よろしくお願ひいたします。

○委員 今説明いただいた資料の中で、7ページの子育て環境に対する評価以降、(2)で、子育て中に訪れる施設や場所の満足度充足度ということで、具体的にいろいろ結果が出ています。赤で囲っていただいた⑬雨天や冬季でも子供が遊べる施設や場所ということで、私も10代前半の子どもがいますが、周りの方からこのことを本当によく聞きます。長野市ではながノビ！という、ながのこども館を新しく作りまして、ここがそういう場所になるのかということですが、実際は料金や右の欄の一番上のところに屋内遊戯施設の不足とありますけれど、具体的にながノビ！ができたんだけれど、料金が高くて頻繁に使えない、低年齢の子ども用に作られたということで、今まで少年科学センターで遊べていた小学生がなかなか楽しめないというような声もよく聞く中で、具体的にこういったことが出てきるものに対しては、ピンポイントで対策できると思うんですけれども、そういったことはしっかり取り組むという方向になっていくんでしょうか。

○事務局 ご質問ありがとうございます。まず都市計画マスターplanという計画の位置付けですが、具体個別の事業を考えていくというよりは、長野市として全体的な土地の使い方のルール、建物の建て方のルール、都市計画道路や都市計画公園などの都市計画施設をどういう方向に持っていくかというのが、計画の趣旨になります。今いただいたような、ながノビ！のような施設を増やしてはとか、或いはもうちょっと対象年齢を上げた施設を作ってはというのは、具体個別な計画の方で考えていくべきことだと思います。一方で、アンケートの中でこういった意見をいただいたということは我々も把握していますので、きちんと受けとめて今後検討していきたいと思います。

○委員 ご回答ありがとうございます。この全体の計画の意味はわかっていますが、せっかくこのようなアンケートをとって、細かく答えていただいているので、ぜひ無駄にせず、生かすような形でやっていただきたいという風に考えました。

○事務局 このアンケートについては、庁内的な共有もさせていただいておりまして、担当する部署にもきちんとお伝えしながら進めていきたいと思っております。

○議長 その他にいかがでしょう。

○委員 大型ショッピングモールが須坂にできたことに伴って、この都市計画の変更等を考えていることはありますか。いろんな形で人の流れが大分変わってきており、若穂周辺も大分混雑をしていることも含めて、このアンケートだけではなく、長野市以外の地域の計画に合わせて、計画していることがあれば教えてください。

○事務局 お答えします。これから地域別懇談会を行いまして、地域ごとに懇談をしていく予定です。そちらの方で、地域の声を聞きながら、計画に反映していきたいと思ってます。

○事務局 追加で補足させていただきます。先ほど委員さんおっしゃられたように、周りの社会情勢も変わってきております。10年間に1回改定するということで、いろんな現況を把握しておりますが、やはり時代のスピードは早く、様々なことが関わってきますので、やはり全市的にこの改定作業を進めながらも、いろいろ情勢が変わっていきますので、そのあたりはやはり的確に捉えながら、考えていきたいと思っております。

○議長 その他にいかがでしょう。よろしいですかね。大きな枠組みを説明していただきましたし、アンケート調査で出てきた結果は、市の中で共有し、それぞれの部署で適切に対応していただくということで、進めていただければと思います。アンケートも結構分量が多かったりしますので、確認をして、何かお気づきの点等ありましたら、後日でも結構ですので事務局の方にお問い合わせをいただければと思います。あとで事務局の方でもご対応いただけますので、よろしくお願ひをいたします。では他の委員の皆様方から、何かござりますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

以上で議事はすべて終了となりますので、議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

---

## ◎閉会

○司会 ありがとうございました。ここで次回の審議会日程についてご案内いたします。次回の審議会につきましては、令和8年2月に開催を予定しております。詳細が決まりましたら、改めてご周知させていただきますのでよろしくお願ひいたします。なお、お車でお越しの方で駐車券の処理をされていない方は、お帰りの際にお申し出をください。終わりに、都市計画課長の飯島から閉会のごあいさつを申し上げます。

○事務局 委員の皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、また熱心にご審議いただきましてありがとうございました。以上をもちまして、第94回長野市都市計画審議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。